

武雄市体育施設広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武雄市広告掲載実施要綱(平成18年10月10日告示第238号)(以下、「要綱」という。)に基づき、武雄市(以下「市」という。)が所有する体育施設(以下「体育施設」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載媒体等)

第2条 広告を掲載する施設、箇所、規格、掲載方法及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

(掲載期間)

第3条 広告を掲載できる期間は、広告掲載期間の開始日から当該年度の3月31日までとする。ただし、更新を妨げない。

(広告の募集方法)

第4条 広告の募集は、市ホームページ、市広報誌等により行うものとする。

(申請等)

第5条 広告の掲載を希望する者(以下「申請者」という。)は、武雄市体育施設広告掲載申請書(様式第1号)に広告のデザイン案及び次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第7号)及び役員名簿
 - (2) 納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税及び市区長村税に滞納がないことを証する書類。ただし、発行日から3カ月以内のものに限る)
- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその可否を決定し、武雄市体育施設広告掲載決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
 - 3 申請者は、広告主の決定後において、要綱等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
 - 4 本応募に要する費用は、応募者の負担とします。
 - 5 提出された書類等は返却しません。

(資格)

第6条 広告掲出できる者は、法人その他団体とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 法令等に違反しているもの。
- (2) 暴力団又はその構成員が関与しているもの。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの。
- (4) 貸金業法の規定する貸金業に該当するもの。
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの。
- (6) 会社更生法又は民事再生法に基づく更生又は再生手続等を行なっているもの。

- (7) 賭博又はギャンブル（公営競技及び宝くじに係るものを除く。）に係るもの。
- (8) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの。
- (9) 国税及び地方税を滞納しているもの。
- (10) その他体育施設を広告媒体として使用する業種又は事業者として不相当と認められるもの。

（費用の負担）

第7条 前条により、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料のほか次の費用を負担するものとする。

- (1) 広告の製作に要する費用
- (2) 広告の掲出、撤去及び維持補修に要する費用

（広告掲載料の納付）

第8条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告掲載料の全額を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

（広告掲載期間の更新）

第9条 広告掲載期間が満了した後、広告掲載の更新を希望する広告主は、当該期間の満了する年度の12月末日までに武雄市体育施設広告掲載更新申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその可否を決定し、武雄市体育施設広告掲載更新決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（広告主の決定の取消し）

第10条 市長は、次の場合に広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主又は広告内容が不相当と判明したとき。
- (3) 広告主が虚偽の申請をしたとき。
- (4) その他広告主が法令等に違反した場合等で、広告を掲載することにより施設運営に支障があると認められるとき。

- 2 市長は、前項に規定により、広告主の決定を取り消したときは、武雄市体育施設広告掲載決定取消通知書（様式第5号）により、当該広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、武雄市体育施設広告掲載取下げ届出書（様式第6号）により市長に申し出なければならない。

(原状の回復)

第12条 広告主は、次のいずれかに該当するときは、速やかに原状に回復しなければならない。

- (1) 掲載期間が満了するとき。
- (2) 広告掲載の取消し又は取下げがあったとき。
- (3) 広告の掲載又は撤去作業等により、施設が毀損又は破損したとき。

(広告掲載料の返還)

第13条 既に納付された広告掲載料金は、返還しない。ただし、市の責めに帰すべき理由により広告掲載が中止又は終了したときはこの限りではない。

2 前項ただし書きの規定により、返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 6年 1月23日から施行する。

別表（第2条、第12条関係）

武雄市民球場

掲載箇所	球場内の内壁ラバーフェンス（下図参照）		
広告規格	縦0.9m×横10.0m以内		
掲載方法	○白を基調とした文字等で構成し、アクリルウレタン塗料による塗装 参考塗料：ターナーテントアート（同等品可） ○白を基調とした文字等で構成し、シートの貼付による施工		
広告掲載料	区画番号⑥～⑱	1区画につき年額	135,000円
	区画番号①～⑤、⑳～㉔	1区画につき年額	90,000円
原状回復	○塗装の場合、下地処理をしてから指定の塗料で塗りつぶしを行うこと。 指定塗料：ヨコハマ弾性塗装システム株式会社製 スプレーラバートップコートCR半艶 ○シート貼付の場合、粘着剤が残らないようシートを剥離すること。		

（備考）掲載期間に1年未満の端数を生ずるときは、日割りにて料金を算定する。この場合において、10円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

